

第4 資料

1 液化石油ガス法に係る技術上の基準

(貯蔵施設の技術上の基準)

第14条 法第16条第1項の貯蔵施設の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 貯蔵施設は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。
- ② 貯蔵施設（次の表に掲げるものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し第一種施設距離以上、第二種保安物件に対し第二種施設距離以上の距離を有すること。

貯蔵施設 の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第一種保安物件 までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第二種保安物件 までの距離
貯蔵施設 (イ)	l_1 以上	l_4 以上 l_2 未満
(ロ)	l_3 以上 l_1 未満	l_4 以上
備考	l_1 , l_2 , l_3 及び l_4 は、それぞれ第1条第2項第8号に規定する l_1 , l_2 , l_3 及び l_4 を表すものとする。	

- ③ 前号の表に掲げる貯蔵施設(イ)及び(ロ)には、第一種施設距離内にある第一種保安物件又は第二種施設距離内にある第二種保安物件に対し厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁（以下「鉄筋コンクリート障壁等」という。）を設けること。
- ④ 充てん容器に係る貯蔵施設には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けること。
- ⑤ 貯蔵施設は、液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。
- ⑥ 貯蔵施設には、消火設備を設けること。

※ 第1条第2項第8号に規定する l_1 , l_2 , l_3 及び l_4 (単位 メートル)

1 x は、貯蔵施設の面積（単位 平方メートル）を表すものとする。

2 l_1 , l_2 , l_3 及び l_4 と x との関係は、それぞれ次の表のとおりとする。

x	$x < 8$	$8 \leq x < 25$	$25 \leq x$
1			
l_1	$9\sqrt{2}$	$4.5\sqrt{x}$	22.5
l_2	$6\sqrt{2}$	$3\sqrt{x}$	15
l_3	0	$2.25\sqrt{x}$	11.25
l_4	0	$1.5\sqrt{x}$	7.5

(販売の方法の基準)

第16条 法第16条第2項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 充てん容器を供給管若しくは配管又は集合装置に接続するときは、外面に容器の使用上支障のある腐しょく、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもってすること。
- ② 充てん容器を供給管若しくは配管又は集合装置に接続するときは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の期間（同条第5項の許可に係る充てん容器にあっては、同項の規定により条件として付された期間。以下「充てん期間」という。）を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものもってすること。
- ③ 充てん容器は、供給管若しくは配管又は集合装置に接続すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等に販売する場合

ロ 調整器が接続された内容積が8リットル以下の容器に充てんされた液化石油ガスを販売する場合

ハ 内容積が25リットル以下の容器であって、カップリング付容器用弁を有するものに充てんされた液化石油ガスを販売する場合

- ④ 充てん容器及び残ガス容器（以下「充てん容器等」という。）を交換するとき（当該充てん容器等に係

る消費設備の数が一である場合に限る。)は、液化石油ガスの供給が中断することにより使用中の燃焼器から液化石油ガスが漏えいすることのないよう末端ガス栓を閉止する等の措置を講じてすること。ただし、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けている場合は、この限りでない。

- ⑤ 充てん容器等であって供給管若しくは配管又は集合装置に接続されていないものは、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。
- ⑥ 貯蔵施設には、充てん容器等及び計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。
- ⑦ 貯蔵施設の周囲2メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵施設に厚さ9センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設けた場合は、この限りでない。
- ⑧ 貯蔵施設に置かれる充てん容器等は、常に温度40度以下に保つこと。
- ⑨ 貯蔵施設に置かれる充てん容器等(内容積が5リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
- ⑩ 貯蔵施設には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。
- ⑪ 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合は、液化石油ガスの供給開始時までに、当該消費設備が液化石油ガス販売事業者の所有する設備であることを当該一般消費者等を確認すること。(当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)
- ⑫ 液化石油ガスの引渡しは、一般消費者等の継続的消費に支障を生じないよう遅滞なくすること。
- ⑬ 液化石油ガスは、計量法(平成4年法律第号)に規定する法定計量単位による体積により販売すること。ただし、内容積が20リットル以下の容器により販売する場合、第3号ただし書に規定する場合、経済産業大臣が次条の規定により配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた場合又は一般消費者等に対する液化石油ガスの販売であって、その販売が高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの販売と不可分なものとして行われるもの若しくは特別の事情により一定期間経過後行われなくなることが明らかであると認められるものである場合は、計量法に規定する法定計量単位による質量により販売することができる。
- ⑭ 削除
- ⑮ 第13号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであって消費されないものは、一般消費者等の不在その他やむを得ない事情がある場合を除き一般消費者等の立会いの下に質量により計り、その質量に応じた適正な価格で引き取ること。
- ⑯ の2 新たに一般消費者等に対し液化石油ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売事業者の所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該液化石油ガス販売事業者に対して液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。
- ⑰ 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。
- ⑱ 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、消費設備に係る配管であつて液化石油ガス販売事業者が所有するものについては、当該一般消費者等が別段の意思表示をする場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、適正な対価で一般消費者等に所有権を移転すること。(当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)
- ⑲ 貯槽又はバルク貯槽(以下この条及び第21条において「貯槽等」という。)であつて販売所内に設置されているものの周囲2メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。
- ⑳ 貯槽等の修理又は清掃(以下この号において「修理等」という。)は、次のイからヘまでに掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。
 - イ 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。
 - ロ 修理等をするときは、あらかじめ、その内部の液化石油ガスを液化石油ガスと反応しにくい不燃性のガス又は液体で置換する等の危険を防止する措置を講ずること。

- ハ 修理等のため作業員が貯槽等内に入るときは、口の規定による置換に使用されたガス又は液体を空気で再置換すること。
- ニ 貯槽等を開放して修理等をするときは、当該貯槽等に他の部分から液化石油ガスが漏えいすることのないよう当該貯槽等の前後のバルブを閉止するとともに、仕切板を施す等の措置を講ずること。
- ホ ニの規定により閉止されたバルブ（操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等）又は仕切板には、誤操作を防止するため、操作してはならない旨を表示するとともに施錠をする等の措置を講ずること。
- ヘ 修理等が終了したときは、当該貯槽等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後でなければ使用しないこと。
- ⑯の2 供給管若しくは配管又は集合装置を修理するため液化石油ガスを遮断するときは、次のイ及びロに掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。
- イ 修理をするときは、あらかじめ、修理の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。
- ロ 修理が終了したときは、当該供給管若しくは配管又は集合装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後でなければ使用しないこと。
- ⑰ 貯槽等（貯蔵能力が3,000キログラム以上のものに限る。）は、告示で定めるところにより、その沈下状況を測定し、沈下していた場合には、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。
- ⑱ 貯槽等に設けたバルブの操作は、当該バルブの材質、構造及び状態に応じ過大な力を加えないようにしてすること。
- ⑲ バルク貯槽は、告示で定めるところにより検査を行うこと。
- ⑳ 第19号の規定は、前号の規定による検査について準用する。この場合において、第19号中「貯槽等の修理又は清掃（以下この条において「修理等」という。）」とあるのは「第22号の検査」と、同号イからヘまでの規定中「修理等」とあるのは「当該検査」と、「貯槽等」とあるのは「バルク貯槽」と読み替えるものとする。
- ㉑ バルク容器に設けるカッピング用液流出防止装置、ガス放出防止器、緊急遮断装置（内容積が4,000リットル未満のバルク容器に係るものに限る。）、カッピング、液面計及び過充てん防止装置は、告示で定めるところにより検査を行うこと。

（危険のおそれのない場合の特則）

第17条 第14条第2号から第4号まで並びに前条第3号、第5号及び第13号に規定する基準について、経済産業大臣が貯蔵施設又は供給設備の規模、周囲の状況等から判断して保安上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかわらず、経済産業大臣が認める基準をもって、当該規定に係る法第16条第1項及び第2項の基準とする。

（供給設備の技術上の基準）

- 第18条 法第16条の2第1項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- ① 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が1,000キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。
- イ 充てん容器等（内容積が20リットル以上のものに限る。以下イにおいて同じ。）には、当該容器を置く位置から2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。
- ロ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しょくを防止する措置を講ずること。
- ハ 充てん容器等は、常に温度40度以下に保つこと。
- ニ 充てん容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。

- ② 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が1,000キログラム以上3,000キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に定める基準に適合すること。
- イ 貯蔵設備は、その外面から、第一種保安物件に対し16.97メートル以上、第二種保安物件に対し11.31メートル以上の距離を有すること。ただし、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けた場合は、この限りでない。
- ロ 貯蔵設備は、その外面から火気（当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ロにおいて同じ。）を取り扱う施設に対し5メートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。
- ハ 貯蔵設備には、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような措置を講ずること。
- ニ 貯蔵設備（販売所内に設置されているものを除く。）には、さく、へい等を設けること。
- ホ 貯蔵設備には、その外部から見やすいように警戒標を掲げてあること。
- ヘ 貯蔵設備には、消火設備を設けること。
- ト 貯蔵設備には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。
- チ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。
- リ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しょくを防止する措置を講ずること。
- ③ 貯槽（貯蔵能力が1,000キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。
- イ 貯槽は、その外面から、第一種保安物件に対し16.97メートル以上、第二種保安物件に対し11.31メートル以上の距離を有すること。ただし、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設け、又は当該貯槽を地盤面下に埋設した場合には、この限りでない。
- ロ 第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域であって、経済産業大臣が指定する地域においては、貯槽を地盤面下に埋設すること。
- ハ 地盤面下に埋設する貯槽は、次に定める基準に適合すること。
- (1) 貯槽は、ふた、壁及び底の厚さがそれぞれ30センチメートル以上の防水措置を施した鉄筋コンクリート造りの室（以下「貯槽室」という。）に設置し、かつ、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる措置を講ずること。ただし、腐しょくを防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該貯槽を貯槽室に設置しないことができる。
- (イ) 貯槽の周囲に乾燥砂を詰めること。
- (ロ) 貯槽を水没させること。
- (ハ) 貯槽室内を強制換気すること。
- (2) 貯槽の頂部は、30センチメートル以上地盤面から下にあること。
- (3) 貯槽を2以上隣接して設置する場合には、その相互間に1メートル以上の間隔を保つこと。
- ニ 貯槽は、その外面から火気（当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下ニにおいて同じ。）を取り扱う施設に対し、5メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。
- ホ 貯槽（販売所内に設置されているもの又は地盤面下に埋設されているものを除く。）には、さく、へい等を設けること。
- ヘ 貯槽には、その外部から見やすいように液化石油ガスの貯槽である旨を朱書すること。
- ト 貯槽の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。
- チ 貯槽には、使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること。
- リ 貯槽には、腐しょくを防止する措置を講ずること。
- ヌ 貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽に有害なひずみが生じないものであること。
- ル 貯槽は、常用の圧力の1.5倍以上（特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）第2条第17号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあっては、常用の圧力の1.3倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（その構造により液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の1.25倍以上（第二種特定設備にあっては、

常用の圧力の1、1倍以上)の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。

ヲ 貯槽は、常用の圧力の2倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有するものであること。

ワ 貯槽には、告示で定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。

カ ワの規定により設けた安全弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、周囲に着火源等のない安全な位置であって、地盤面から5メートルの高さ又は貯槽の頂部から2メートルの高さのいずれか高い位置以上のこと。

ヨ 貯槽には、液面計(丸形ガラス管液面計を除く。)を設けること。この場合において、ガラス管液面計を使用するときは、当該ガラス管液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽とガラス管液面計とを接続する管には、自動式及び手動式の止め弁を設けること。

タ 貯槽に取り付けられた受入管(液化石油ガスを受け入れるための管をいい、当該管と貯槽との接続部を含む。以下ナにおいて同じ。)及び供給管(当該管と貯槽との接続部を含む。以下ナにおいて同じ。)には、2以上のバルブを設け、当該2以上のバルブの1は、当該貯槽の直近に設けること。この場合において、当該貯槽の直近に設けたバルブは、液化石油ガスを送り出し又は受け入れるとき以外のときは、閉止しておくこと。

レ 地盤面上に設置する貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該貯槽及びその支柱にその外面から5メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。

ソ 貯槽(販売所内に設置されているものに限る。)から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所には、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

ツ 貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

ネ 貯槽には、消火設備を設けること。

ナ 受入管及び供給管に設けたバルブ(操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等。以下ナにおいて同じ。)には、次の(1)及び(2)に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるよう措置を講ずること。

(1) バルブには、当該バルブの開閉方向(操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにあっては、当該バルブの開閉状態を含む。)を明示すること。

(2) バルブ(操作ボタン等により開閉するものを除く。)に係る受入管及び供給管には、当該バルブに近接する部分に、容易に識別することができる方法により、当該管内の液化石油ガスの流れの方向を表示すること。

④ 貯蔵設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること。

⑤ バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐食性、割れ等の欠陥がないものであること。

⑥ バルブ、集合装置及び供給管には、腐食性を防止する措置を講ずること。

⑦ バルブ、集合装置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。

⑧ 集合装置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。

イ 充てん容器等又は貯槽と調整器(2段式減圧用2次側のものを除く。ロにおいて同じ。)の間に設置される管にあっては、2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの

ロ 調整器とガスマーティーの間に設置される管にあっては、0.8メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの

ハ 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管にあっては、0.8メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの

ニ 充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管にあっては、接続された状態で1キロニュートン以上の力で行う引張試験に合格するもの

⑧の2 集合装置又は供給管(以下この号において「集合装置等」という。)は、次に定める基準に適合するよう修理し、又は取り外すこと。

- イ 集合装置等には、当該集合装置等から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
- ロ 集合装置等には、当該集合装置等から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしていないことを確認するための措置を講ずること。
- ハ 集合装置等には、当該集合装置等の修理又は取り外しが終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。
- ⑨ 調整器とガスマーテーの間の供給管は、その設置又は変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事の終了後に行う次に定める圧力による気密試験に合格するものであること。
- イ 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間の供給管にあっては、0.15メガパスカル以上
- ロ イ以外の供給管にあっては、8.4キロパスカル以上
- ⑩ バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものであること。
- ⑪ 調整器（2段式減圧用1次側のものを除く。）とガスマーテーの間の供給管その他の設備（ガスマーテーを含む。）は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。
- イ 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあっては、2.0キロパスカル以上3.3キロパスカル以下
- ロ イ以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力
- ⑫ 建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれのある供給管には、損傷を防止する措置を講ずること。
- ⑬ 供給管は、地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。
- ⑭ 供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。
- ⑮ 供給管（貯蔵能力が1,000キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限り、地盤面下に埋設されているものを除く。）には、温度の変化による供給管の長さの変化を吸収する措置を講ずること。
- ⑯ 内部に液化物の滞留するおそれのある供給管（貯蔵能力が500キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。）には、液化物を排除することができる措置を講ずること。
- ⑰ 一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けること。
- ⑱ 一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、ガスマーテーの入口側の供給管に、ガス栓を設けること。
- ⑲ 気化装置は、次に定める基準に適合すること。
- イ 気化装置は、使用上支障のある腐食性、割れ等の欠陥がないものであること。
- ロ 気化装置は、2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものであること。
- ハ 気化装置は、直火で直接液化石油ガスを加熱する構造のものでないこと。
- ニ 気化装置には、液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講ずること。
- ホ 温水により液化石油ガスを加熱する構造の気化装置であつて寒冷地に設置するものには、温水部に凍結を防止するための措置を講ずること。
- ⑳ 調整器は、次に定める基準に適合すること。
- イ 調整器は、使用上支障のある腐食性、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。
- ロ 調整器は、次に定める耐圧性能及び気密性能を有するものであること。
- (1) 調整器（2段式減圧用2次側のものを除く。）の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び1.56メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格すること。
- (2) 調整器（2段式減圧用2次側のものに限る。）の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、0.8メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び0.15メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格すること。
- ハ 調整器（2段式減圧用1次側のものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、次に定める基準に適合すること。

- (1) 調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、2.3キロパスカル以上3.3キロパスカル以下であり、かつ、閉そく圧力は、3.5キロパスカル以下であること。
- (2) 調整器（(1)に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであること。
- ⑩ 地下室、地下街その他の地下であつて液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるもの（以下「地下室等」という。）に係る供給管（貯蔵能力が300キログラム以上の貯蔵設備に接続されたものに限る。）には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において、直ちに液化石油ガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けること。ただし、告示で定める地下室等にあっては、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のバルブによって液化石油ガスの供給を停止することができる場合は、この限りでない。
- ⑪ 第16条第13号に基づき液化石油ガスを体積により販売する場合にあっては、次のイ又はロに掲げるもの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき（ロに掲げるものにあっては、告示で定める場合を含む。）若しくは消費設備の所有者又は占有者からその設置の承諾を得ることができないときは、この限りでない。
- イ 一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能その他告示で定める機能を有するガスマーテー
- ロ 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「器具省令」という。）別表第3の技術上の基準に適合する液化石油ガス用ガス漏れ警報器を用いた機器であつて、ガス漏れを検知したときに自動的にガスの供給を停止するもの
- ハ 器具省令別表第3に掲げる対震遮断器
- ⑫ 供給管若しくは集合装置又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。

（バルク供給に係る供給設備の技術上の基準）

- 第19条 法第16条の2第1項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- ① バルク容器（貯蔵能力が1,000キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 告示で定めるところにより、カッピング用液流出防止装置を取り付けた液取出バルブを設けること。
- ロ 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出バルブを設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。
- ハ 液取出バルブを設ける場合の当該液取出バルブは、告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたものとすること。ただし、当該液取出バルブを供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。
- ニ 均圧バルブを設ける場合の当該均圧バルブは、告示で定めるところにより、先端にカッピングを付けたものとすること。
- ホ 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。
- ヘ 告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。
- ト イからへに掲げる機器は、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、ホ又はヘに掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。
- チ バルク容器には、バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁と朱書すること。
- リ バルク容器には、バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。ただし、当該バルク容器に係る容器保安規則第10条第3号に規定する表示の内容が、法第27条第1項第4号の保安業務の認定を受けた事業所と同じ場合は、この限りでない。
- ヌ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐食性を防止する措置を講ずること。

- ル 転落、転倒等を防止するため、スカート又はサドル等を基礎に設置すること。
- ヲ 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から5センチメートル以上高いものとする。
- ワ 自動車等車両が接触しない措置を講ずること。
- カ 安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。
- ヨ バルク容器は、その外面から2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。
- タ バルク容器は、常に温度40度以下に保つこと。
- ② バルク容器（貯蔵能力が1,000キログラム以上3,000キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。
- イ バルク容器は、その外面から、第一種保安物件に対し16.97メートル以上、第二種保安物件に対し11.31メートル以上の距離を有すること。ただし、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けた場合は、この限りでない。
- ロ バルク容器は、その外面から火気（当該バルク容器に附属する氣化装置内のものを除く。以下ロにおいて同じ。）を取り扱う施設に対し5メートル以上の距離を有し、又は当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に当該バルク容器から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。
- ハ バルク容器には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。
- ニ バルク容器には、消防設備を設けること。
- ホ 前号イからカまでの基準に適合すること。
- ③ バルク貯槽（貯蔵能力が1,000キログラム未満のものに限る。）は、次に掲げる基準に適合すること。
- イ バルク貯槽（ハ(1)から(8)までのものを除く。）は、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。
- ロ バルク貯槽は、その外面から、第一種保安物件に対し1.5メートル以上、第二種保安物件に対し1メートル以上の距離を有すること。ただし、告示で定めるところにより、第一種保安物件及び第二種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設け、又は当該バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合には、この限りでない。
- ハ 次に定める基準に適合すること。
- (1) 告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。
- (2) 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。
- (3) 告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。
- (4) 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取出弁を設けること。
- (5) 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (6) 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。
- (7) 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとすること。
- (8) (1)から(7)までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、(2)又は(3)に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。
- (9) バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁と朱書すること。
- (10) バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。

- (11) バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しょくを防止する措置を講ずること。
- (12) バルク貯槽には、底部の腐しょく及び転倒を防止するための適當な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。
- ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。
- (1) 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から五センチメートル以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。
- (2) 自動車等車両が接触しない措置を講ずること。
- (3) バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。
- (4) 告示で定めるところにより、大地と電気的に接続すること。
- (5) 第3号ハ(1)の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。
- ホ 地盤面下に埋設するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。
- (1) バルク貯槽の頂部は、30センチメートル以上地盤面から下にあること。
- (2) バルク貯槽を埋設した場所に自動車等車両が乗り入れることのないような措置を講ずること。
- (3) 告示で定めるところにより、地下水による浮き上がりを防止する措置を講ずること。
- (4) バルク貯槽の埋設には、石塊等のない土又は砂を用いること。
- (5) バルク貯槽の周囲には、告示で定めるところにより、ガス検知用の孔あき管を設置すること。
- (6) バルク貯槽の水平投影面の四隅に、埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置すること。
- (7) プロテクターのふたは、厚さ5センチメートル以上の不燃性の断熱材を裏当てすること。
- ヘ バルク貯槽は、その外面から2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。
- ④ バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。
- ⑤ バルク容器及びバルク貯槽のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ検知器を設け、液化石油ガスの漏えい情報等を常時監視するシステムと接続すること。ただし、告示に定める場合にあっては、この限りでない。
- ⑥ 告示で定めるところにより、バルク容器又はバルク貯槽と調整器の間で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置を講ずること。
- ⑦ 前条第4号から第7号まで、第8号の2から第16号まで及び第18号から第23号までの基準に適合すること。この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。
- ⑧ 供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。
- イ バルク容器又はバルク貯槽と調整器（2段式減圧用2次側のものを除く。ロにおいて同じ。）の間に設置される管にあっては、2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの
- ロ 調整器とガスマーテーの間に設置される管にあっては、0.8メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの
- ハ 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管にあっては、0.8メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの

(危険のおそれのない場合の特則)

第20条 前2条に規定する基準について、経済産業大臣が供給設備の規模、周囲の状況等から判断して保安上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかわらず、経済産業大臣が認める基準をもって、法第16条の2第1項の技術上の基準とする。

(特定供給設備)

第21条 法第16条の2第1項の経済産業省令で定める供給設備は、貯蔵設備（貯蔵設備が容器である場合にあっては、その貯蔵能力が3,000キログラム以上のもの、貯蔵設備に貯槽等が含まれる場合にあっては、その貯蔵能力が1,000キログラム以上のものに限る。以下この条において同じ。）、氣化装置及び調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この条において同じ。）並びにこれらに準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁とする。

② 貯蔵能力が1,000キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充てんしてはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充てんできないよう当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力として前項の規定を適用する。

(消費設備の技術上の基準)

第44条 法第35条の5の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。
- イ 配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであること。
 - ロ 配管には、腐食を防止する措置を講ずること。
 - ハ 配管に使用する材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。この場合において、告示で定める材料は、使用しないこと。
 - ニ 配管は、0.8メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格すること。
 - ホ 配管は、その設置又は変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事の終了後に行う8.4キロパスカル以上の圧力による気密試験に合格すること。
 - ヘ 配管は、漏えい試験に合格すること。
 - ト ガスマーテーと燃焼器の間の配管その他の設備は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持すること。
- (1) 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあっては、2.0キロパスカル以上3.3キロパスカル以下
- (2) (1)以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力
- チ 建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれのある配管には、損傷を防止する措置を講ずること。
 - リ 配管は、地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。
 - ヌ 電源により操作される気化装置により発生する液化石油ガスが通る配管には、手動復帰式自動ガス遮断器を設けること。ただし、停電の際に自動的に作動する自家発電機その他操作用電源が停止したとき液化石油ガスの供給を維持するための装置が設けられている場合は、この限りでない。
 - ル 末端ガス栓と燃焼器とを硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、ゴム管等を用いて接続する場合は、告示で定める規格に適合するものを用いること。
 - ヲ 末端ガス栓は、告示で定める燃焼器の区分に応じ、告示で定める方法により、燃焼器と接続されること。ただし、告示で定めるところにより、燃焼器と接続されないで設置されている場合は、この限りでない。
 - ワ 燃焼器は、消費する液化石油ガスに適合したものであること。
 - カ 燃焼器（第8.6条各号に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等に設置されているものに限り、告示で定めるものを除く。）は、告示で定めるところにより、令別表第1第10号に掲げる液化石油ガス用ガス漏れ警報器（告示で定める地下室等に設置する場合にあっては、保安状況を常時監視できる場所において液化石油ガスの漏えいを知ることができるものに限る。）の検知区域（当該液化石油ガス用ガス漏れ警報器が液化石油ガスの漏れを検知することができる区域をいう。）に設置されていること。
 - ヨ 次に掲げる燃焼器（屋内に設置するものに限り、密閉式のものを除く。）には、当該燃焼器に接続して排気筒が設けられていること。ただし、当該燃焼器の構造上その他の理由によりこれによることが困難な場合において、当該燃焼器の排気のための排気フードが設けられているときは、この限りでない。
- (1) ガス湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が12キロワットを超えるもの。その他のものにあっては液化石油ガスの消費量が7キロワットを超えるもの）
- (2) ガスバーナー付きふろがま及びその他のふろがまでガスバーナーを使用することができる構造のもの（以下「ガスふろがま」という。）
- タ ヨの燃焼器（以下タからソまでにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次の(1)又は(2)に

定める基準に適合すること。

- (1) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）は、次に定める基準に適合すること。
- (i) 排気筒の材料は、金属、その他の不燃性のものであること。
 - (ii) 排気筒には、当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器に近接した箇所に逆風止めが取り付けられていること。ただし、当該燃焼器に逆風止めが取り付けられている場合は、この限りでない。
 - (iii) 排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。
 - (iv) 排気筒の先端は、屋外に出ていること。
 - (v) 排気筒の先端は、障害物又は外気の流れによって排気が妨げられない位置にあること。
 - (vi) 排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。
 - (vii) 排気筒の高さ（逆風止め開口部の下端からの排気筒の先端の開口部（逆風止め開口部の下端から排気筒の先端の開口部までの排気筒の長さが8メートルを超えるときは、逆風止め開口部の下端から8メートル以内にある部分）の高さをいう。以下同じ。）は、次の式により算出した値以上であること。

$$h = \frac{0.5 + 0.4n + 0.1l}{AV - 5.16W}$$

この式において、 h 、 n 、 l 、 AV 及び W は、それぞれ次の値を表すものとする。

- h 排気筒の高さ（単位 メートル）
 n 排気筒の曲りの数
1 逆風止め開口部の下端から排気筒の先端の開口部までの排気筒の長さ（単位 メートル）
 AV 排気筒の有効断面積（単位 平方センチメートル）
 W 燃焼器の液化石油ガスの消費量（単位 キロワット）
(viii) 排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料でおおわれていること。
(ix) 排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部及び当該排気筒と当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられること。
(x) 排気筒は、凝縮水等がたまりにくい構造であること。
(xi) 排気筒は、十分な耐食性を有するものであること。
- (2) 自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇が接続されているもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。
- (i) 排気筒は(1)(i)、(iv)、(v)（障害物に係る部分に限る。）、(vi)（鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）、(vii)、(x)及び(xi)の基準に適合すること。ただし、強制排気式の燃焼器の排気筒は、これらの基準に加え、(1)(ix)の基準に適合すること。
 - (ii) 排気筒が外壁を貫通する箇所には、当該排気筒と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。
 - (iii) 自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇を接続するものは、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部、当該燃焼器の排気部との接続部及び当該排気扇との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。
 - (iv) 排気筒の形状は、排気ガスが当該燃焼器の給気口（当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合にあっては、当該逆風止め開口部）から流出しないよう風量が十分に確保されるものであること。
- レ 燃焼器の排気筒に接続される排気扇は、次に定める基準に適合すること。
- (1) 排気扇（排気ガスに触れる部分に限る。）の材料は、不燃性のものであること。
 - (2) 燃焼器と直接接続する排気扇は、当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り

付けられていること。

(3) 排気扇には、これが停止した場合に当該燃焼器への液化石油ガスの供給を自動的に遮断する装置が設けられていること。

ソ 燃焼器であって、ヨの規定により排気筒が設けられているものは、当該排気筒の有効断面積以上の有効断面積を有する給気口その他給気上有効な開口部が設けられた室に設置されていること。

ツ ガス湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が12キロワット以下のもの。その他のものにあっては液化石油ガスの消費量が7キロワット以下のもの）は、換気扇又は有効な給排気のための開口部が設けられた室に設置されていること。ただし、排気フードが設けられているもの並びに排気筒が設けられているものであって、タからソまでの基準に適合するものを除く。

ネ 屋内に設置されているガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）及びガスふろがまであって、密閉式のものは、次に定める基準に適合すること。

(1) 給排気部（給気に係る部分を除く。）の材料は、金属その他の不燃性のものであること。

(2) 給排気部が外壁を貫通する箇所は、当該給排気部と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。

(3) 給排気部の先端は、屋外に出ていること。

(4) 給排気部の先端は、障害物又は外気の流れによって給排気が妨げられない位置にあること。

(5) 給排気部の先端は、鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入又は自然給排気式の燃焼器の場合にあっては風雨等の圧力により給排気が妨げられるおそれのない構造であること。

(6) 給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーシングとの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

(7) 給排気部は、十分な耐食性を有するものであること。

(8) 給排気部は、凝縮水等がたまりにくいよう取り付けられていること。

(9) 給排気部の天井裏、床裏等にある部分（給気に係る部分を除く。）は、金属以外の不燃性の材料でおおわれていること。

(10) 給排気部の形状は、当該燃焼器の燃焼が妨げられないよう風量が十分に確保されるものであること。

ナ 屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその給排気部は、次に定める基準に適合すること。

(1) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）であって、屋内に設置する部分を有するものは、タ(1)(iv)の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ(1)(i)、(viii)、(ix)（燃焼器に係る部分を除く。）、(x)及び(xi)の基準に適合すること。

(2) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であって、屋内に設置する部分を有するものは、タ(1)(iv)、(v)（障害物に係る部分に限る。）及び(vi)（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ(1)(i)、(viii)、(x)及び(xi)並びにタ(2)(ii)及び(iii)の基準に適合すること。

(3) 給排気部であって、屋内に設置する部分を有するものは、ネ(2)から(5)まで及び(10)の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、ネ(1)及び(6)から(9)までの基準に適合すること。

ラ 配管は、次に定める基準に適合するよう修理し、又は取り外すこと。

(1) 配管には、当該配管から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(2) 配管には、当該配管から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしていないことを確認するための措置を講ずること。

(3) 配管には、当該配管の修理又は取り外しが終了したときは、当該配管から液化石油ガスの漏えいがないことを確認するための措置を講ずること。

ム 強制排気式の燃焼器であって告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。

② 第16条第13号ただし書の規定により質量により液化石油ガスを販売する場合における消費設備は、次のイ又はロに定める基準に適合すること。

イ ロに掲げる消費設備以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

(1) 配管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。

(i) 充てん容器等と調整器の間に設置される管にあっては、2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐

圧試験に合格するもの

- (ii) 調整器と末端ガス栓の間に設置される管にあっては、0.8メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの
- (2) 調整器と末端ガス栓の間の配管は、その設置又は変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事の終了後に行う8.4キロパスカル以上の圧力による気密試験に合格するものであること。
- (3) 調整器と燃焼器の間の配管その他の設備は、当該燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持することであること。
 - (i) 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあっては、2.0キロパスカル以上3.3キロパスカル以下
 - (ii) (i)以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力
- (4) 充てん容器等は、第18条第1号の基準に適合すること。
- (5) 気化装置は、第18条第10号（気化装置に係る部分に限る。）及び第19号の基準に適合すること。
- (6) 調整器は、第18条第20号の基準に適合すること。
- (7) 配管は、前号ロ、ハ、ヘ、チ及びリの基準に適合すること。
- (8) 末端ガス栓は、前号ヲの基準に適合すること。
- (9) 燃焼器は、前号ワ、カ、ヨ、ソ、ツ、ネ及びムの基準に適合すること。
- (10) 燃焼器の排気筒は、前号タ及びナ（排気筒に係る部分に限る。）の基準に適合すること。
- (11) 燃焼器の排気筒に接続される排気扇は前号レの基準に適合すること。
- (12) 内容積が20リットルを超える25リットル以下の容器であって、カップリング付容器用弁を有し、かつ、硬質管に接続されているものは、次の(i)又は(ii)に掲げるもの及び(iii)に掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき（(ii)に掲げるものにあっては、告示で定める場合を含む。）は、この限りでない。
 - (i) 第18条第22号イに定めるガスマーターと同等の保安を確保するための機能を有する機器
 - (ii) 器具省令別表第3の技術上の基準に適合する液化石油ガス用ガス漏れ警報器を用いた機器であつて、ガス漏れを検知したときに自動的にガスの供給を停止するもの
 - (iii) 器具省令別表第3に掲げる対震遮断器
- (13) その他前号イ、ヌ及びラの基準に適合すること。
- (14) 配管又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。
 - ロ 内容積が20リットル以下の容器に係る消費設備、内容積が20リットルを超える25リットル以下の容器であつて、カップリング付容器用弁を有するものに係る消費設備（容器が硬質管に接続されている場合を除く。）又は屋外において移動して使用される消費設備は、次に定める基準に適合すること。
 - (1) 充てん容器等は、第18条第1号ロからニまでの基準に適合すること。
 - (2) 調整器は、第18条第20号の基準に適合すること。
 - (3) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。

（貯蔵施設の技術上の基準）

第52条 法第37条の経済産業省令で定める貯蔵施設の技術上の基準は、第14条各号に掲げる基準とする。

（特定供給設備の技術上の基準）

第53条 法第37条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るもの除外。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 貯蔵設備（貯槽であるものを除く。以下この号において同じ。）は、次に定める基準に適合すること。
 - イ 貯蔵設備（次の表に掲げるものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し16・97メートル以上、第二種保安物件に対し11・31メートル以上の距離を有すること。

貯蔵設備の区分	貯蔵設備の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	貯蔵設備の外面から最も近い第二種保安物件までの距離
(イ) 貯蔵能力が1万キログラム未満の貯蔵設備	13.58メートル以上	9.05メートル以上 11.31メートル未満
(ロ) 同上	13.58メートル以上 16.97メートル未満	9.05メートル以上

ロ イの表に掲げる貯蔵設備(イ)及び(ロ)には、16.97メートル以内にある第一種保安物件又は11.31メートル以内にある第二種保安物件に対し鉄筋コンクリート障壁等を設けること。

ハ 貯蔵設備は、その外面から火気(当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ハにおいて同じ。)を取り扱う施設に対し8メートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。

ニ 貯蔵設備には、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような措置を講ずること。

ホ 貯蔵設備(販売所内に設置されているものを除く。)には、さく、へい等を設けること。

ヘ 貯蔵設備には、その外部から見やすいように警戒標を掲げてあること。

ト 貯蔵設備には、消火設備を設けること。

チ 貯蔵設備には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。

リ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。

ヌ 充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐しょくを防止する措置を講ずること。

② 貯槽は、次に定める基準に適合すること。

イ 貯槽(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から、第一種保安物件に対し16.97メートル以上、第二種保安物件に対し11.31メートル以上の距離を有すること。

貯槽の区分	貯槽の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	貯槽の外面から最も近い第二種保安物件までの距離
(イ) 貯蔵能力が3千キログラム未満の貯槽	16.97メートル未満	11.31メートル未満
(ロ) 同上	16.97メートル未満	11.31メートル以上
(ハ) 同上	16.97メートル以上	11.31メートル未満
(ニ) 貯蔵能力が3千キログラム以上1万キログラム未満の貯槽	13.58メートル以上	9.05メートル以上 11.31メートル未満
(ホ) 同上	13.58メートル以上 16.97メートル未満	9.05メートル以上

ロ イの表に掲げる貯槽(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)には、16.97メートル以内にある第一種保安物件若しくは11.31メートル以内にある第二種保安物件に対し鉄筋コンクリート障壁等を設け、又は当該貯槽を地盤面下に埋設すること。

ハ 第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域であつて、経済産業大臣が指定する地域においては、貯槽を地盤面下に埋設すること。

ニ 地盤面下に埋設する貯槽は、次に定める基準に適合すること。

(1) 貯槽は、貯槽室に設置し、かつ、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる措置を講ずること。ただし、腐しょくを防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該貯槽を貯槽室に設置しないことができる。

(イ) 貯槽の周囲に乾燥砂を詰めること。

(ロ) 貯槽を水没させること。

(ハ) 貯槽室内を強制換気すること。

- (2) 貯槽の頂部は、30センチメートル以上地盤面から下にあること。
- (3) 貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に1メートル以上の間隔を保つこと。
- ホ 貯槽は、その外面から火気（当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下ホにおいて同じ。）を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が3,000キログラム未満のものにあっては5メートル以上、3,000キログラム以上のものにあっては8メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流动することを防止するための施設を設けること。
- ヘ 貯槽（貯蔵能力が3,000キログラム以上のものに限る。以下ヘにおいて同じ。）は、その外面から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあっては300立方メートル、液化ガスにあっては3,000キログラム以上ものに限る。）に対し一メートル又は当該貯槽及び他の貯槽又はバルク貯槽若しくは当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の4分の1の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。
- ト 貯槽（販売所内に設置されているもの又は地盤面下に埋設されているものを除く。）には、さく、へい等を設けること。
- チ 貯槽には、その外部から見やすいように液化石油ガスの貯槽である旨を朱書すること。
- リ 貯槽の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。この場合において、告示で定める材料は、使用しないこと。
- ヌ 貯槽には、使用上支障のある腐食性、割れ等の欠陥がないものであること。
- ル 貯槽には、腐食性を防止すること。
- ヲ 貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽の支柱（支柱のない貯槽にあっては、その底部）は、同一の基礎に繋結すること。
- ワ 貯槽は、常用の圧力の1.5倍以上（第二種特定設備にあっては、常用の圧力の1.3倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（その構造により液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の1.25倍以上（第二種特定設備にあっては、常用の圧力の1.1倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格すること。
- カ 貯槽は、常用の圧力の2倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有すること。
- ヨ 貯槽には、告示で定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。
- タ ヨの規定により設けた安全弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、周囲に着火源等のない安全な位置であって、地盤面から5メートルの高さ又は貯槽の頂部から2メートルの高さのいずれか高い位置以上の高さであること。
- レ 貯槽には、液面計（丸形ガラス管液面計を除く。）を設けること。この場合において、ガラス管液面計を使用するときは、当該ガラス管液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽とガラス管液面計とを接続する管には、自動式及び手動式の止め弁を設けること。
- ソ 貯槽に取り付けられた受入管（液化石油ガスを受け入れるための管をいい、当該管と貯槽との接続部を含む。以下ツ及びウにおいて同じ。）及び供給管（当該管と貯槽との接続部を含む。以下ツ及びウにおいて同じ。）には、ツの規定により設ける緊急遮断装置に係るバルブのほか、二以上のバルブを設け、当該二以上のバルブの一は、当該貯槽の直近に設けること。この場合において、当該貯槽の直近に設けたバルブは、液化石油ガスを送り出し又は受け入れるとき以外のときは、閉止しておくこと。
- ツ 受入管及び供給管（内容積が5,000リットル以上の貯槽に取り付けられたものに限る。）には、当該貯槽の外面から5メートル以上離れた位置において操作することができる緊急遮断装置を設けること。ただし、受入管にあっては、逆止弁をもって代えることができる。
- ネ 地盤面上に設置する貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該貯槽及びその支柱にその外面から5メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。
- ナ 貯槽（販売所内に設置されているものに限る。）から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所には、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

- ラ 貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。
- ム 貯槽には、その貯蔵能力が3,000キログラム未満のものにあっては消火設備を、3,000キログラム以上のものにあっては防消火設備を設けること。
- ウ 受入管及び供給管に設けたバルブ（操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等。以下ウにおいて同じ。）には、次の(1)及び(2)に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講ずること。
 - (1) バルブには、当該バルブの開閉方向（操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにあっては、当該バルブの開閉状態を含む。）を明示すること。
 - (2) バルブ（操作ボタン等により開閉するものを除く。）に係る受入管及び供給管には、当該バルブに近接する部分に、容易に識別することができる方法により、当該管内の液化石油ガスの流れの方向を表示すること。
- ヰ 貯槽（貯蔵能力が3,000キログラム以上のものに限る。）、受入管及び供給管（告示に定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下この号において「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法（以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。）、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの（経済産業大臣がその計算を行うに当たって十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。）によることができる。
- ③ 貯蔵設備が容器である場合は、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けること。
- ④ 第18条第4号から第8号の2まで、第10号及び第19号から第21号までの基準に適合すること。

（バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準）

- 第54条 法第37条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- ① バルク容器は、第19条第2号ハからホまで及び第4号から第6号まで並びに前条第1号イからハまでに掲げる基準に適合すること。
 - ② バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 第19条第3号イの基準に適合するものであること。
 - ロ 次の基準に適合するものであること。
 - (1) 貯蔵能力が1,000キログラム以上3,000キログラム未満のバルク貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。
 - (i) バルク貯槽の外面から第一種保安物件又は第二種保安物件に対し7メートル以上の距離を有すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (イ) 告示で定めるところにより、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合
 - (ロ) 第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けた場合
 - (ハ) バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合
 - (ii) 第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等が設けられ、当該鉄筋コンクリート障壁等が設けられていない方向に他の第一種保安物件又は第二種保安物件が存在する場合にあっては、当該他の第一種保安物件に対し16・97メートル以上、第二種保安物件に対し11・31メートル以上の距離をそれぞれ有し、又は当該他の第一種保安物件若しくは第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けること。
 - (2) 貯蔵能力が3,000キログラム以上10,000キログラム未満のバルク貯槽（次の表に掲げるものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し16・97メートル以上、第二種保安物件に対し11・31メートル以上の距離を有すること。

バルク貯槽の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	バルク貯槽の外面から最も近い第二種保安物件までの距離
イ 13.58メートル以上	9.05メートル以上 11.31メートル未満
ロ 13.58メートル以上 16.97メートル未満	9.05メートル以上

- (3) ロ(2)の表に掲げるバルク貯槽イ及びロには、16・97メートル以内にある第一種保安物件若しくは11・31メートル以内にある第二種保安物件に対し鉄筋コンクリート障壁等を設け、又は当該バルク貯槽を地盤面下に埋設すること。
- (4) 第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域であつて、経済産業大臣が指定する地域においては、バルク貯槽を地盤面下に埋設すること。
- ハ バルク貯槽は、その外面から火気（当該バルク貯槽に附属する気化装置内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が3,000キログラム未満のものにあっては五メートル以上、3,000キログラム以上のものにあっては8メートル以上の距離を有し、又は当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該バルク貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。
- ニ バルク貯槽には、その貯蔵能力が3,000キログラム未満のものにあっては消火設備を、3,000キログラム以上のものにあっては防消火設備を設けること。
- ホ 第19条第3号ハ及び第四号から第6号までに掲げる基準に適合すること。
- ヘ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、第19条第3号ニ(1)（貯蔵能力が3,000キログラム未満のものに限る。）、(2)、(3)（貯蔵能力が3,000キログラム未満のものに限る。）、(4)（貯蔵能力が3,000キログラム未満のものに限る。）及び(5)の基準に適合すること。
- ト 地盤面下に埋設するバルク貯槽（貯蔵能力が3,000キログラム未満に限る。）は、第19条第3号ホの基準に適合すること。
- チ 貯蔵能力が3,000キログラム以上のバルク貯槽にあっては、次に定める基準に適合すること。
- (1) 地盤面下に埋設するバルク貯槽（附属機器を除く。）は、次に定める基準に適合するものであること。
- (i) バルク貯槽は、貯槽室に設置し、かつ、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる措置を講ずること。ただし、腐食を防止する措置を講じたバルク貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該バルク貯槽を貯槽室に設置しないことができる。
- (イ) バルク貯槽（附属機器を除く。）の周囲に乾燥砂を詰めること。
- (ロ) バルク貯槽（附属機器を除く。）を水没させること。
- (ハ) 貯槽室内を強制換気すること。
- (ii) バルク貯槽（附属機器を除く。）の頂部は、30センチメートル以上地盤面から下にあること。
- (iii) バルク貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に1メートル以上の間隔を保つこと。
- (2) バルク貯槽（附属機器を除く。）は、その外面から他の貯槽、他のバルク貯槽又は酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあっては300立方メートル、液化ガスにあっては3,000キログラム以上のものに限る。）に対し1メートル又は当該バルク貯槽及び当該他の貯槽、当該他のバルク貯槽又は当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。
- (3) バルク貯槽の基礎は、不同沈下等により当該バルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、バルク貯槽の支柱（支柱のないバルク貯槽にあっては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。

- (4) 地盤面上に設置するバルク貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該バルク貯槽及びその支柱にその外面から 5 メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。
- (5) バルク貯槽には、当該バルク貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。
- (6) バルク貯槽、受入管及び供給管（告示に定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下この号において「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法（以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。）、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの（経済産業大臣がその計算を行うに当たって十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。）によることができる。
- ③ 第 18 条第 4 号から第 7 号まで、第 8 号の 2、第 10 号及び第 19 号から第 21 号までの基準に適合すること。
- ④ 供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。
- イ バルク容器又はバルク貯槽と調整器（2 段式減圧用 2 次側のものを除く。）の間に設置される管にあっては、2.6 メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの
- ロ 2 段式減圧用 1 次側調整器と 2 次側調整器の間に設置される管にあっては、0.8 メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの

（危険のおそれのない場合の特則）

第 55 条 前 3 条に規定する基準について、経済産業大臣が貯蔵施設又は特定供給設備の規模、周囲の状況から判断して保安上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかわらず、経済産業大臣が認め基準をもって法第 37 条の技術上の基準とする。

（充てん設備の技術上の基準）

第 64 条 法第 37 条の 4 第 2 項の経済産業省令で定める充てん設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 貯蔵設備は、容器であること。
- ② 液化石油ガスの通る部分（容器及び高圧ガス保安法第 49 条の 2 第 1 項の附属品を除く。以下この条において同じ。）は、告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格するものであること。
- ③ 液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものであること。
- ④ 液化石油ガスの通る部分は、告示で定める肉厚を有するものであること。
- ⑤ 充てんのためのポンプ又は圧縮機の起動及び停止のスイッチは、遠隔操作ができるものであること。
- ⑥ 充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない構造であること。
- ⑦ 充てんホースは、日本工業規格 K 6347 (1995) に規定される鋼線編組式ホースとすること。
- ⑧ 充てんホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けること。
- ⑨ 充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。
- ⑩ 均圧ホースを取り付ける場合にあっては、当該均圧ホースは、日本工業規格 K 6347 (1995) に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。
- ⑪ 容器に取り付けられた配管（液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、容器と配管との接続部を含む。）には、緊急遮断装置を設けること。ただし、容器に緊急遮断装置が設けられている場合は、この限りでない。
- ⑫ 前号の規定により設けられた緊急遮断装置（容器に設けられた緊急遮断装置を含む。）は、液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること。ただし、液封が生じるおそれのある配管又は充てんホースに逃がし弁等を設置した場合は、この限りでない。
- ⑬ 容器には、告示で定めるところにより、液面計を設けること。
- ⑭ 容器には、告示で定めるところにより、温度計を設けること。

- (15) 告示で定めるところにより、圧力計を設けること。
 - (16) 告示で定めるところにより、誤発進防止装置を設けること。
 - (17) 告示で定めるところにより、緊急停止スイッチを設けること。
 - (18) 充てん作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあっては発電機の停止を同時に実行する機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けること。
 - イ 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な付属品が収納されている操作箱（以下この号において「操作箱」という。）内に設置された設備であって告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合
 - ロ 自動車の衝突等異常な衝撃を告示で定める機器により検知した場合
 - ハ 充てん中に操作箱の扉が開いた場合
 - (19) 充てん設備の使用の本拠の所在地は、第14条（第4号及び第6号を除く。）の基準に適合すること。
この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。
- 2 法第37条の4第1項の充てん設備が液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第9号に定める移動式製造設備である場合には、前項の規定にかかわらず、液化石油ガス保安規則第9条第1項の基準をもって法第37条の4第2項の基準とする。

（液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）

第72条 法第37条の5第2項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 第64条第1項の充てん設備によりバルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合
 - イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク容器又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びにバルク容器又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。
 - ロ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し1.5メートル以上、第二種保安物件に対し1メートル以上の距離があることを確認すること。ただし、第19条第3号ロの構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合等においては、この限りでない。
 - ハ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。
 - ニ 充てんホースの上を車両が通過しないようにすること。
 - ホ 充てん作業中は、充てん設備の周囲から見やすい場所に、充てん作業中及び火気厳禁の標識を掲げること。
 - ヘ 充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯すること。
 - ト 充てん作業中は、車止めを設けること等により車両を固定すること。
 - チ 充てん作業中は、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク容器又はバルク貯槽の内容積の85パーセント（地盤面下に埋設されたバルク容器又はバルク貯槽であって、内容積が2,000リットル以上のものにあっては90パーセント）を超えないようにすること。
 - リ 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク容器又はバルク貯槽のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。
 - ヌ 充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じること。
 - ル バルク容器の液取りバルブ又はバルク貯槽の液取り弁は、液封を防止するため常時開放しておくこと。
 - ヲ 充てんするときは、あらかじめ、バルク容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認すること。
 - ワ 充てん設備の使用の本拠の所在地は、第16条第七号の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。

- ② 第64条第1項の充てん設備により容器（バルク容器を除く。以下この号において同じ。）又は貯槽に充てんする場合
- イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びに容器又は貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。
- ロ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し15メートル以上、第二種保安物件に対し10メートル以上の距離があることを確認すること。
- ハ 内容積1,000リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。
- ニ 内容積1,000リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。
- ホ 貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90パーセントを超えないようにすること。
- ヘ 充てん設備と容器又は貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。
- ト 充てんホース先端のカッピング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。
- チ 前号ニからトまで及びワの基準に適合すること。
- ③ 第64条第2項の充てん設備により充てんする場合
- イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器、貯槽又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないよう措置されていること並びに容器、貯槽又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。
- ロ 充てん設備の停止場所は、他の車両と接触事故等を起こすおそれのない場所であって、液化石油ガスを供給する者又は供給を受ける者の所有又は占有する土地内であること。
- ハ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し15メートル以上、第二種保安物件に対し10メートル以上の距離があることを確認すること。
- ニ 内容積1,000リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。
- ホ 内容積1,000リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。
- ヘ 貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が当該貯槽の内容積の90パーセントを超えないようにすること。
- ト 充てんするときは、充てん設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講じてすること。
- チ 充てんするときは、充てん設備に生ずる静電気を除去する措置を講じてすること。
- ④ 充てんするときは、あらかじめ、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、次号に規定する場合並びに当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあっては、この限りでない。
- ⑤ 操作箱内に設置されたガス漏れ検知器等によって、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの検知が可能な場合は、充てん設備の移動を開始するとき及び移動を終了したときに、当該ポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあっては、この限りでない。

(危険のおそれのない場合の特則)

第73条 第64条及び前条に規定する基準について、経済産業大臣が充てん設備の規模、周囲の状況、充てんの方法等から判断して保安上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかわらず、経済産業大臣が認める基準をもって、当該規定に係る法第37条の4第2項及び法第37条の5第2項の技術上の基準とする。